

## 会議録

|   |   |
|---|---|
| 会議の名称   | 平成 22 年度第 4 回西東京市保健福祉審議会  |
| 開催日時  | 平成 22 年 12 月 9 日（木曜日） 午後 7 時から午後 8 時まで  |
| 開催場所  | 西東京市防災センター6 階 講座室 2   |
| 出席者   | 委員：奥野委員（会長）、下栗委員（副会長）、大黒委員、小美濃委員、清水委員、鈴木委員、玉置委員、新倉委員、阿委員<br>（欠席者：丸山委員）<br>事務局：福祉部長、生活福祉課長、福祉部主幹（生活福祉課）兼調整係長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、福祉部主幹（障害福祉課）兼事業管理係長、健康課長、市民部主幹（健康課）、高齢者支援課長補佐兼高齢者サービス係長、高齢者支援課高齢者サービス係主任、生活福祉課調整係主事、高齢者支援課高齢者サービス係主事（3 名） |
| 議題  | 1 開会<br>2 議題<br>高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について（答申案の検討など）<br>その他  |
| 会議資料の名称   | 資料 1 平成 22 年度第 3 回西東京市保健福祉審議会会議録（案）<br>資料 2 答申書（案）  |
| 記録方法  | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録  |
| 会議内容  |   |
| <p>○会長：<br/>平成 22 年度第 4 回西東京市保健福祉審議会を開会する。</p> <p>・傍聴希望者の確認（希望者なし）</p> <p>○会長：<br/>それでは、会議次第にしたがって進めていきたい。</p> <p>○事務局：<br/>（配布資料の確認・前回会議録についての説明）</p> <p>○会長：<br/>会議録については、資料のとおりでよろしいか。<br/>（異議なしのため承認）</p> |   |

議題 1 高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について（答申案の検討など）

○事務局：

（資料 2 に沿って説明）

・ 答申書の修正案

「3 答申の理由」の 17 行目にある「不要サービスの抑制効果」という言葉を「休止すべき間も提供している不要なサービスの抑制」に修正する。

○委員：

答申の理由のところ、3 段落目の結びが「優先課題としました」となっているが、4 段落目の結びは「やむを得ないとの結論に至りました」となっていて、ニュアンスが異なっているが、その点についてはいかがか。

○事務局：

これまでの会議録を見て各委員の発言内容を確認した中で、「1 割負担とすることはやむを得ない」という表現が適当であるという結論に至った。

○委員：

説明の意味はわかったが、それならば答申事項のところでは表現しないといけないのではなか。答申の理由では「1 割負担とすることはやむを得ない」となっているのに、答申事項では「負担割合を 1 割とすること」と言い切っていて、整合性が取れないのではないかという気がする。

○委員：

答申の理由の部分で、答申事項についての説明が述べられているので、私としてはこれでよいのではないかと思う。

○委員：

答申事項の 2 つについてはこの表現でよいと思うが、「やむを得ない」具体的な理由が入っているとよいと思う。

○事務局：

雰囲気は伝わるようにこのような表現にした。

○委員：

これまでの議論を振り返ると、低所得者層の対応をどうするかということについて、所得

制限を設けるかどうかなど色々な議論があった中で、その点も含めて「やむを得ない」となったと思う。例えば、答申の理由の下から 2 行目のところに「低所得者層の対応も考慮した結果」という言葉を入れるとうまく続くのではないか。

○委員：

その上の「議論が交わされましたが」というところと重ならないか。

○事務局：

事務局としては「やむを得ない」を強調したかったところである。答申の理由の最終段落で、最後の「やむを得ない」という部分の 2 行を削除するというのはいかがか。

○会長：

私は当初から一律 1 割負担の導入には反対だったので、「やむを得ない」という表現は大事だと考えている。元々は、市の財源の問題があるため、「やむを得ない」ということではなかったか。

○委員：

「やむを得ない」には、色々な意味が入っていると思う。

○委員：

前段の部分に理由が示されているので、このままでもおかしくはないと思うが、「財源的な問題があり」という言葉が入るとよいと思う。一番重要なのは、財源が限られているという観点ではないか。

○委員：

「やむを得ない」という言葉を生かしてもらっても構わないが、それに理由をつけるかどうかは事務局の考え次第ではないか。財源的なことを文章に入れるのは、恐らく行政の立場としては厳しいのではないか。

○事務局：

ニュアンスが変わってもいけないので、「やむを得ない」の前に具体的にどのような言葉を入れたらよいかご意見をうかがいたい。事務局としては、その前の 2 段落目の部分で理由を述べているつもりである。

○会長：

私としては、これまで 3 回かけて議論したことが答申案 1 枚にあっさりまとまっていると

いう印象を受けている。

最終的には、「限りある財源の中で」という言葉を入れた方がよいか。

○委員：

財源云々という言葉を入れると、市主導で審議会が運営されたという印象を与えかねない。「やむを得ない」という表現をもっとやわらかくできるとよいのではないか。

○委員：

財源的なことについて入れるのは、事務局としては本当に厳しいのか。「財源を有効に使うため」という表現であれば、あまり違和感はないと思う。

○事務局：

特段、制約を受けることはないと考えているが、答申理由の 2 段落目の中で、間接的に財源的なことに言及している。

○会長：

「やむを得ない」については、委員全員が諸手を挙げての賛成ではなかったもので、これぐらいの表現の方がよいと考えているが、各委員いかがか。

○委員：

これまでの議論の背景を考えると、答申書の全体の構成の中で「やむを得ない」というのは、事務局としても苦心して作成したのではないか。私としてはこのままでよいと思う。

○会長：

入れることについては反対か。

○委員：

10 月 14 日の議事録の中でも議論の経過について記載されているので、改めて入れる必要はないと思う。

○会長：

10 月 14 日の議事録を市民が見るとは限らない。

○委員：

見ないとしても議論の記録は残る。通常の答申書であれば、答申事項のみを入れて、答申の理由や付帯意見はあまり入れないことが多いので、今回は全体としてかなり丁寧につくら

れていると感じている。

○会長：

「限りある財源の中で」という言葉は入れない方がよいという意見だったが、最終的にはどのようにしたらよろしいか。

○委員：

1割負担以外の9割は税金になるが、今回は新たに対象者を加えるということで、1割負担があっても財源がプラスにはならないということだと思うので、私はこのままでよいと考えている。

○会長：

「限りある財源」という言葉は、必要ないという意見か。

○委員：

そのように考えている。

○委員：

個人的には、財源的なことを入れるのが重要だと思っていたが、多数決の中で必要ないということであれば、それでもよい。

○副会長：

答申の理由の中で、「将来に向けて持続可能なサービス提供体制を確立する必要があります」と謳っているのは、朝令暮改の制度が多い中で、凄いと感じた。

答申事項では、一律1割負担にすると言い切っているので、最後の「やむを得ない」という表現をもっとやわらかくした方がよいのではないかと考えている。

○会長：

「限りある財源の中で」という言葉を入れた方がよいという意見か。

○副会長：

入れなくてもよいと考えている。

○会長：

「限りある財源の中で」という言葉を入れるかどうかについては、これを市民が読むことを想定した場合、入れた方がわかりやすいとは思いますが、多数決で決めたいと思う。

・入れない意見が多数のため、修正しないことに決定

○会長：

「やむを得ない」をもっとやわらかい表現に変更するかどうかについても、多数決で決めたい。

・変更しない意見が多数のため、修正しないことに決定

○委員：

「4 付帯意見」の(1)で「地域包括支援センターにおいて」とあるが、地域包括支援センターだけでなくケアマネージャーも関わることなので、地域包括支援センター「等」と入れる必要があるのではないかと。

○委員：

「等」では、専門家でないとうっかりにくいのではないかと。

○会長：

介護保険を使っている人でないとわからないと思う。

○事務局：

地域包括支援センターを入れたのは、市の事業だからである。市が責任を持って低所得者対策を行っていくという意味合いで、「地域包括支援センターにおいて」と書いている。

○会長：

地域包括支援センターは、高齢者福祉サービスの利用者ほぼ全てをカバーしているとのことだったので、本当に大変な人はそこでカバーされるということか。

○事務局：

一般施策については、必要性について地域包括支援センターが調査しているので、必ず絡むことになる。

○会長：

地域包括支援センターは公的な機関なので、市役所の高齢者支援課は直接相談に関わっていないのか。

○事務局：

高齢者支援課でも相談に応じているが、各地域包括支援センターに対して助言をしながら、一緒に実施していくという形態なので、地域の中では8つのセンターが一義的に市民の相談に応じている。

○会長：

市が対応することもあるというのなら、「等」があった方がよいと思うが、入れるかどうかについては多数決を取りたい。

・入れない意見が多数のため、修正しないことに決定

○委員：

答申の理由の最後の段落にある低所得者対策のところ、最初の言葉が「なお」になっているが、諮問事項が2つあるので、「なお」ではなく「また」の方が自然ではないか。

また、「議論を交わした」という表現よりも、「議論を行った」という表現の方が、十分に議論したというニュアンスになるのではないか。

○会長：

私もそう思ったが、事務局はよろしいか。

○事務局：

「なお」という言葉を「また」に変更するということによろしいか。

○委員：

言葉の問題なので事務局に任せるが、「利用者負担に関して低所得者対策についても議論を行い」と修正してはいかがか。

○会長：

答申の理由の3段落目で、「市民要望の強い」という表現があるが、「市民要望」とは通常用いられる言葉なのか。

○事務局：

通常用いられている言葉である。

○会長：

では、このままの表現でよい。

答申の理由の中で、西東京市の高齢者人口が4万人を超え、要介護認定を受けた人も6,600人を超えたとなっているが、そうすると高齢者人口のうち16.5パーセントもの方が要介護認定を受けていて、そのうちのほとんどの人が介護保険サービスを利用していることになると思う。実際に介護保険サービスではない高齢者福祉サービスの利用者について、サービスごとの累計数ではなく、実数としてどれくらいの方がいるのかわかる資料はあるか。

○事務局：

高齢者福祉サービスについては、事業ごとの利用者数は事務報告書に載せているが、手元に合計者数のデータはない。

○会長：

実数としての集計はできるものなのか。

○事務局：

行政のサービスといったときに、元気な高齢者を対象とした健康体操のようなものから住宅改修などの事業系まで様々なものがあり、数字の出し方が難しい。

○会長：

答申案については、事務局からはよろしいか。

○事務局：

最終的な修正箇所について確認させていただきたい。

1点目として、答申の理由の17行目にある「不要サービスの抑制効果」という言葉を「休止すべき間も提供している不要なサービスの抑制」に修正する。

2点目として、答申の理由の最後の段落の最初の「なお」という言葉を「また」に修正する。

3点目として、答申の理由の最後の段落の1行目の「利用者負担の問題では低所得者対策についても議論が交わされましたが」という言葉を「利用者負担に関して低所得者対策についても議論を行い」に修正する。

今後、答申案を修正し、会長・副会長にご確認いただいた上、確定した答申書を委員へ郵送する。後日、会長から市長へ答申を行っていただくので、答申書を郵送する際にあわせて答申日をお知らせする。ご都合がよろしければ、各委員にも答申の際にご出席いただきたい。

## 議題2 その他

○事務局：

障害者総合支援センターについて、ご報告とご案内をさせていただく。センターは現在建

設中だが、設置条例は12月議会で可決された。今後、3月中旬に竣工、連休明けの5月6日にオープン予定となっているが、オープン前の4月中旬に建物の内覧会を実施予定である。ご都合がよければ委員にもぜひ内覧していただきたい。ご案内は3月中旬ごろにさせていただく予定である。

○会長：

他にはよろしいか。

それでは、本日の審議会は、これで終了する。